

2015年10月26日

各位

会社名 日本郵政株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 西室 泰三  
(コード番号: 6178 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部門 上場準備室  
(TEL. 03-3504-9986)

## 当社株式売出しに関する条件決定のお知らせ

2015年9月10日及び2015年10月7日開催の当社取締役会において決議いたしました当社株式売出しにつきまして、売出価格及び売出株式数を、2015年10月26日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社普通株式の売出し

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 495,000,000株  
かかる売出株式数のうち、日本国内における売出しに係る売出株式数は396,000,000株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出しに係る売出株式数は99,000,000株とする。
- (2) 売 出 価 格 1株につき金1,400円
- (3) 価格決定の理由等  
売出価格の決定に当たりましては、仮条件（1株につき金1,100円から金1,400円）に基づいて国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施し、国内市場396,000,000株、海外市場99,000,000株を目処に需要の申告を受け付けました。その結果、  
①申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。  
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。  
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

#### 注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

が特徴として見られ、当社株式売出しと同時に行われる当社の 100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しの売出価格、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき金1,400円と決定いたしました。

(4) その他の売出しに係る条件

その他の売出しに係る条件の決定については、当社代表執行役社長に一任いたします。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## 2. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社が、引受人に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下の通りです。

### (1) 親引け先の状況等

- |                |  |
|----------------|--|
| ①親引け先の名称       | 日本郵政従業員持株会<br>(理事長 二見 卓治)  |
| ②親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 37,141,100 株  |
| ③販売条件に関する事項    | 販売価格は、上記1.(2)の売出価格となります。   |
| ④親引け後の大株主の状況   | 国内売出し及び海外売出しを勘案した親引け後の日本郵政従業員持株会の所有株式数は 37,141,100 株(発行済株式総数の 0.83%)となります。 |

### 注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## 【ご参考】

### 1. 当社普通株式の売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数	当社普通株式	495,000,000 株
	(うち国内売出株式数	396,000,000 株
	海外売出株式数	99,000,000 株)
(2) 申 込 期 間	2015年10月27日(火曜日)から	
(国 内)	2015年10月30日(金曜日)まで	
(3) 株 式 受 渡 期 日	2015年11月4日(水曜日)	

### 2. ロックアップについて

当社株式売出しに関連して、売出人である財務大臣は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2016年5月1日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、当社株式国内売出し、当社株式海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を約束する書面を2015年10月26日付で差し入れております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(ただし、株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を2015年10月26日付で差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、親引け先である日本郵政従業員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面を2015年10月26日付で差し入れております。

なお、上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

### 注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。